

北海道本州間連系設備（日本海ルート）の広域系統
整備計画に係るコスト等評価委託
入札仕様書

電力広域的運営推進機関

2026年5月

1. 件名

北海道本州間連系設備（日本海ルート）の広域系統整備計画に係るコスト等評価委託

2. 目的

本機関は、北海道本州間連系設備（日本海ルート）の広域系統整備計画（以下、「本整備計画」という。）の策定に向けて、計画策定プロセスを進めている。現在は、本整備計画における実施案の募集に応募した事業者のうち応募資格を満たす事業者（以下、「有資格事業者」という。）により、実施案の検討が行われている。

本整備計画はプロジェクトファイナンスを前提として検討が行われており、有資格事業者より提出された計画の評価にあたっては、リスク分担等の商務条件を踏まえた工事費や、資金調達に係るコスト等の妥当性評価も行う予定である。

このため、上記の妥当性評価を行うとともに、本機関の委員会にて報告する。

3. 実施内容

受託者は下記の業務を行うこと。なお、受託者は業務の実施に当たり、実施計画書を策定し本機関と合意した後、業務を開始すること。

(1) 北海道本州間連系設備（日本海ルート）の広域系統整備計画に係る妥当性評価

- ① 本整備計画におけるリスク分担等の商務条件と、これを踏まえた工事費の妥当性評価を行う。
なお、妥当性評価にあたっては、他のプロジェクトファイナンスによる事業の事例、「広域系統整備計画のコスト検証等に関するガイドライン」の内容、金融機関ならびにコントラクターの目線を踏まえるものとする。
- ② 本整備計画の資金調達コストに係るコスト（アップフロントフィーやコミットメントフィーなどの各種手数料）や保険料等の妥当性評価を行う。なお、妥当性評価にあたっては、他のプロジェクトファイナンスによる事業の事例を踏まえるものとする。
- ③ 上記①及び②において妥当性が十分でない場合には、改善すべき事項と改善案を提示する。

(2) 委員会での報告

- ✓ 「広域系統整備委員会」ならびに「計画評価及び検証小委員会」において報告するため、(1)の妥当性評価結果について資料を提出すること（各1回程度）。また、妥当性評価した内容について、上記委員会において説明を行うこと（各1回程度）。
- ✓ 説明に使用する資料は、説明を行う小委員会の開催前の別途協議により定めた日までに提出すること。

(3) 進捗管理

受託者の主任者は進捗状況を把握し、予定と実績、課題と対応状況をまとめ、本機関に報告すること。また、工程・品質・課題他の状況を把握し、問題が発生している場合は、都度、内容と改善提案について本機関に報告すること。なお、報告は原則として2週間に1回程度、メールまたは必要によりWeb会議とし、使用する言語は日本語とする。

作業遅延及び外的な要因により予定の見直しが必要となった場合は、都度、本機関に報告、調整

を行うこと。

(4) 報告書の作成

上記(1)の妥当性評価結果を取りまとめ、報告書を作成する。

- ✓ 報告書については、パワーポイント及びPDFファイル形式で作成する。
- ✓ 当該報告書に使用する言語は日本語とし、内容は、妥当性評価結果について、体系的に整理して分析するとともに、イメージ図を含めたわかりやすい図表等を用いるよう努めること。

(5) 本業務に必要な情報の提供

本機関は、有資格事業者からの資料のうち本機関が必要と認める情報を開示する。この場合、開示された情報の取り扱いに関する秘密保持誓約書を事前に提出すること。

(6) その他

本業務の実施にあたって必要となる事項については、適宜、本機関と調整を実施すること。

4. 業務体制及び資格要件

- ・本業務の目的及び業務場所等の状況を理解した上で、受託者にて最適な体制を構築するものとする。また、体制については別途報告すること。
- ・業務を実行するに当たり、専門性、期間と規模を考慮し、受託者は業務を行った経験がある担当者を選任することとし、その場合、以下の要件を満たすものとする。なお、主任者・担当者の業務経歴についても別途報告すること。
- ・プロジェクトファイナンスに関する業務経験を有すること。
- ・文献調査だけでなく、メールやWEB会議による情報収集・交換能力を有すること。

(1) 主任者

主任者は全体のマネジメント業務を担当し、必要に応じ本機関との会議に参加すること。

(2) 担当者

担当者は本機関との会議に参加するとともに、必要な業務を行うこと。

5. 業務実施上の注意事項

- ・作業遅延等の理由により適切な業務遂行が期待できないと本機関が判断し、体制等に係る改善要求があった場合は、これに従うこと。
- ・受託者は、やむを得ず要員を交替させる場合、事前に本機関に報告の上、当該要員と同等の資格及び経験等を保有する要員を配置すること。また、要員の交替に当たっては、ナレッジの引継ぎを必ず行うこと。

6. 著作権の帰属

- ・本業務委託に係り作成、変更及び更新されるドキュメント類の著作権は本機関に帰属するものとする。
- ・本機関に帰属する著作権のうち、著作者人格権について、受託者はこれを行使しないこととする。

7. 秘密情報及び個人情報の保護

委託業務に関連して開示する本機関の秘密情報（個人に関する情報含む）の適正な情報管理を維持するため、下記の点に留意し、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 秘密情報は、委託業務の目的以外には使用しないものとする。また、秘密情報を複製する場合には、委託業務の目的の範囲内に限って行うものとし、その複製物は、原本と同等の保管、管理をすること。
- (2) 受託者は、委託業務に係る情報セキュリティ対策の内容及び管理体制について、本機関に書面をもって提出すること。
- (3) 漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を本機関に書面をもって報告すること。
- (4) 本機関から提供された秘密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- (5) 委託業務の一部を他の者に再委託する場合は、あらかじめ書面をもって本機関に届け出た上で本機関の承認を得ることとし、再委託先に秘密情報を開示することとなる場合には再委託先にも本契約に定める受託者と同等の義務を課すものとする。
- (6) 受託者が提出した書面に定める情報セキュリティ対策等に違反し、過失によって本機関に損害が生じた場合は、その損害を賠償すること。
- (7) 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

8. サプライチェーンリスク対策

- ・本委託業務の契約に先立ち、事前に、受注者の資本関係・役員その他社の役職との兼任に関する情報、委託業務の実施場所、委託業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を広域機関に書面にて報告すること。ただし、委託業務従事者に関する情報は、個人単位（名指し）である必要はない。
- ・委託業務の全部又は一部を他の者に再委託する場合、再委託先に係る上記と同様の情報を広域機関に書面にて報告すること。

9. 納入場所

〒135-0061

東京都江東区豊洲6-2-15 電力広域的運営推進機関 事務所

10. 着手期日および完了期日（予定）

着手期日：2026年7月（契約締結後）

完了期日：2026年12月10日（木）

11. 特記事項

本仕様書に記載のない事項および疑義については、本機関と協議のうえ決定することとする。

以上